四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊賀市

二　地域再生計画の名称　環境に配慮した生活環境が整うまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　伊賀市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　守山市

二　地域再生計画の名称　「二面性都市守山の課題解決」を実現するための地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　守山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例（四の五⑧）

○内閣府告示第百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　舞鶴市

二　地域再生計画の名称　自然を育み人の心を豊かにする水再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　舞鶴市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　綾部市

二　地域再生計画の名称　綾部市「住んでよかった・・・ゆったりやすらぎの田園都市・綾部」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　綾部市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宇治市

二　地域再生計画の名称　「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」の創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宇治市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県及び西脇市並びに兵庫県多可郡多可町及び神崎郡神河町

二　地域再生計画の名称　水・緑・人がともに生きるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　西脇市並びに兵庫県多可郡多可町及び神崎郡神河町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県吉野郡十津川村

二　地域再生計画の名称　人と自然の共生を目指す森林づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡十津川村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県吉野郡下北山村及び上北山村

二　地域再生計画の名称　自然と共存した安全で安心な村づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡下北山村及び上北山村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　橿原市

二　地域再生計画の名称　賑わいのまち・健やかなまちの実現を目指して

三　地域再生計画の区域の範囲　橿原市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山県及び和歌山県日高郡日高川町

二　地域再生計画の名称　安全な道路網の整備、地域産業の振興・若者定住を促進する安全な町の基盤づくり